

## 行政書士法人名簿登載事項変更届出について

☆行政書士法人が法人名簿登載事項を変更したときは、変更の日から2週間以内に主たる事務所の所在地の単位会を經由して日行連へ届出を行う必要があります。

(法第13条の11、日行連会則第53条の5、日行連法人届出事務取扱規則第9条)

**※変更事由が複数生じた場合でも、それぞれの変更日から2週間以内に必ず届出を行ってください(変更の日から2週間を超えて、まとめて届出を行うことはできません。)**

### 【変更事由】

法人名称/目的/事務所名称/事務所所在地/従たる事務所の設置又は廃止/社員の加入又は脱退/社員の所属する事務所/社員の役職又は住所等/使用人である行政書士の雇用又は退職等/使用人である行政書士の登録された事務所 /その他(特定業務の取扱、出資額等)法人名簿登載事項

### 【提出書類】

行政書士法人名簿登載事項変更届出書 2通  
登記事項証明書 2通(原本1通・コピー1通)※  
定款の写し 2通(現行定款の原本証明をしたもの)※  
※ 但し、「事務所の名称」及び「使用人行政書士に関する事項」の変更については、添付不要。

### 【手数料】4,000円

郵送の場合、手数料は現金書留・為替又は郵便局払込でお願い致します。

(ゆうちょ銀行から払込)

加入者名：大阪府行政書士会 口座番号：00940-4-103197

(ゆうちょ銀行以外から払込)

ゆうちょ銀行 当座 ○九九店(ゼロキユウキユウ店) 口座番号：0103197

### 【その他(個人の変更について)(補助者の異動について)】

※事務所所在地の変更等、法人の変更に伴い社員や使用人の行政書士名簿登録事項(個人)に変更が生じる場合は、別途行政書士変更登録申請を行う必要があります。提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「変更登録申請手続について」をご参照ください。

※事務所所在地の変更により、補助者証記載の事務所所在地に変更が生じる場合は、別途補助者異動届をご提出ください。提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「補助者届出に関する注意事項」をご参照ください。